

2023年版

# 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

—旧ソ連編—

(2022年11月～2023年2月実施)

2023年10月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

# 目 次

## 6 . 旧ソ連地域

CIS.....	1	トルクメニスタン .....	12
†* ロシア .....	2	ウズベキスタン .....	13
ウクライナ .....	10	EAEU.....	15
ベラルーシ .....	11		

(注) \*印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

## CIS における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準 安全認証	医機連	(1)	医療機器登録申請の煩雑・遅延・コスト負担	・ロシアやCIS国では、医療機器登録申請用書類の表紙(申請レター、取扱説明書、他)等の英文公証及びアポストイーユを要求される。対応件数が多く、公証やアポストイーユにかかる手数料および人的コストが負担になっている。 (継続)	・公証、アポストイーユ対象書類の削減。	・現地の医療機器申請法規(ロシアの場合:医療機器に関する基本法令:ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器))
		医機連	(2)	薬事規制の頻繁な変更、許認可取得の遅れ	・コンタクトレンズおよびケア用品における薬事規制の頻繁な変更が発生している。新たな薬事規制に準拠した製品出荷の準備などの対応完了まで、出荷できない期間が発生し、機会損失が生じている。また、薬事認可の取得においても想定される期間より時間を要することがあり、スピード感ある事業拡大への障壁となっている。 (継続)	・薬事規制変更の十分な移行期間の確保。 ・薬事承認プロセスの効率化、迅速化。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

## ロシアにおける問題点と要望

区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
4 撤退規制	日機輸	(1)	撤退手続きの企業および契約上の制限/制約	・2022年2月以降、ロシア当局は、ロシアから一部の国への撤退手続きにいくつかの制限/制約を設定した。 配当金の支払い、株式の売却、資本金、ライセンスの支払い、契約の支払いなどである。		・President decrees # 79, 81, 95, 322
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・【○】 腕時計の輸入関税率は、従価率となっている。 －腕時計(ケースに貴金属を使ったもの):7~12% －腕時計(上記以外のもの):7~10% －クロック:12~15% (継続)	・関税の撤廃または低減。	
	日機輸	(2)	恣意的な関税分類	・関税率の最も大きなHSコードへの不当な分類: －空気清浄機(Novorossiysk Customs):コード8421392009(空気清浄機)=0%は、湿度機能と内部エンジンにより、8509800000(その他のデバイス)=5%に変更された。-クローズ案件。 当社は、ロシアのすべての司法案件において、税関に対するすべての可能な裁判所および司法上訴にて敗訴。当社は、関税=5%のHSコード8509800000(その他のデバイス)で輸入を継続している。 －ビデオカメラ(Pro-AV, CCTV):コード8525809109(ビデオとサウンドの後退機能を備えたカメラ)=0%が8525809909(その他のカメラ)=5%に変更された。これは録音機能としてマイク用のスロット・ボードを認めないためである(マイク自体は無い)。 状況は進展し、当社は税関に対していくつかの裁判に勝訴した。税関は依然として裁判所の決定に対して司法上訴を行う権利を有しているが、現時点では、税関がこの上訴を行うかどうかはわからない。同じ問題が他の税関で発生し、独立した専門知識が準備され、文書が裁判所に送られる。2022年に税関がいくつかの訴えを裁判所に送ったが、受け付けられなかった。 (変更)	・製品の分類は、常識と世界の慣行に従う。	
	日機輸  日機輸	(3)	原木・製材品輸出の関税賦課	・針葉樹原木輸出に関し、一律関税が賦課。木材という商品の特性として、加工して付加価値が上がる部分と、付加価値のつかない下級グレード部分が混在する。従来、後者は原木で中国向けに販売していたが、2022年1月1日より、実質的にこの道が閉ざされた。 下級材の処理に多大なコストをかけねばならず、全体の採算を圧迫し、木材輸出業自体が衰退しかねない。加工化推進の一環だが、加工に適さない下級材は原木で出荷することが望ましい。 ・含水率22%超の製材品の輸出に関税10%を賦課。 製材品への加工化を実現しているにも関わらず、含水率に規制をかけて更なる負担を林産企業に課している。 (継続)	・針葉樹原木パルプグレード、針葉樹原木径級8-14cmは原木のまま無関税で輸出ができるようにしていただきたい。 ・一定量の加工化が実施できている林産企業に原木輸出の特別許可、輸出税の減免措置等をとっていただきたい。  ・一定量の加工化が進んでいる企業が生産する製材品に対する課税を免除する措置をとってほしい。過去に原木輸出税の減免措置を設けたことがあった。	・過去の減免措置 2020年12月24日付通達(Приказ No. 4640)

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日鉄連	(4)	合金鉄等への輸出関税賦課	・2021年8月1日より、フェロクロムやフェロチタン等の合金鉄に対し、21年内の期間を目途に輸出関税を賦課(～15%程度)。賦課開始後、ロシア国内生産者の反発を受け、品種毎に税率減/撤廃を実施。21年末に賦課終了。 (継続)		
		時計協	(5)	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・【○】 時計の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名等を記載しなければならない、又品名等をロシア語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続)	・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・アイテム毎の表記制度の撤廃。 ・英語による記載も可とすること。	・関税法
		日機輸			・通関の際、プライスリスト等の必要提出書類の多さとともに、輸出者からのインボイス全てに会社の代表者が肉筆で署名することが求められており、事務上の負担が大きい。 (継続)	・印刷された代表者、または代表者が権限を委譲した者の電子署名を認めて頂きたい。	
		日機輸			・ロシアの輸入通関の際に求められる資料が多い。 例でいえば、全部品、写真を梱包前、梱包後、部品のみ写真やNet/WeightとPLの重量をあわせ必要があり、時間を要している。 (継続)	・現地、輸入通関時での規制緩和。	
		日機輸			・バルト諸国の通関での、日本を原産とする製品への追加チェックと書類。輸入者はRosspotrebnadzor(消費者権利保護と人間の幸福に関する監視のための連邦サービス)に連絡し、輸入の許可を得る必要がある(放射線放出制御)。 当社はロシアへの輸入を停止したため、現時点では本件は問題ではなくなった。 (変更)	・RATEK(家電・コンピュータ製造流通業者協会)と通じて明確化または取り消しを要請。	
		日機輸	(6)	修正インボイスの規制	・オリジナルインボイスの金額修正を行いたい場合、通関後は修正インボイスを発行すると追徴金が課されるため、機動的な修正対応ができず、オペレーションが煩雑になっている。 (継続)	・当該規制を撤廃して頂きたい。	・関税法
	日機輸	(7)	サンプル輸入の煩雑	・証明書なしで輸入できるサンプルの数量は、輸入者と輸出者間の契約で規定されている必要がある。この規制は、実際の通関業務に影響を与えるものではなく、契約なしで1個のサンプルを引き続き輸入することが可能。税関は請求書を「契約」として受け入れる。 (変更)	・税関からのより実務的な対応を待つ。	・EAEU Commission Decision #130 dated 12/11/21	
	日鉄連	(8)	輸入枠の設定	・2004年2月1日より対ウクライナ亜鉛めっき鋼板輸入枠を設定し、年間11万トン(月1万トン)に制限。アンチダンピング措置と同時に適用。 (継続)	・制度の撤廃。		
	日鉄連			・2005年1月、ロシア政府は従来の鋼管輸入数量枠協定に代わる新たな協定を目指して、2005年1月にウクライナの鋼管ミル5社と2005年の輸入枠を39.5万トンとし、2006年以降輸入枠を毎年2%拡大することで合意。 (継続)	・制度の撤廃。		

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(9)	輸入販売の厳格化	・2022年1月30日よりスペアパーツの輸入と販売に関する新法ができた。完成品の証明書は、スペアパーツでは使用できなくなり、スペアパーツの商用利用には、スペアパーツ自体の証明書が必要である。将来的には、当社は修理のためにサービスショップにのみスペアパーツを供給する。そのため、当社では証明書のない部品販売の制限は問題にならない。 (変更)	・ロシア家電・コンピュータ製品商社・製造企業協会(RATEK)を通じてEEC(ユーラシア経済連合)へ法の明確化を要請。	・EAEU commission decision #130 dated 12/11/21
		JEITA	(10)	医療機器登録手続の煩雑	・医療機器の登録手続きが煩雑である。 長くて複雑な手順、頻繁な変更と不安定な条件の対象。 (例:試験所が試験を完了した後に試験機関の認定の受け入れが変更されるなど)	・地方登記の規制緩和。	・登録の法令
		JEITA	(11)	輸出制裁	・輸出制裁により、現在、重要な情報を収集し、外部コンサルタントと相談してロシアの制裁要件を評価し、顧客証明書を作成している。 また、ドイツの税関に情報を提出し、承認を得る必要がある。 バッテリーに関する情報をドイツ輸出管理局(BAFA)に提供する必要がある。その結果、出荷に余分な時間がかかり、コンサルタント活動のための追加費用が発生する。	・輸出要件の規制緩和。	・両用規制 ・ロシアの制裁リスト(随時改訂)
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨送金規制	・在ロシア企業の内部留保資金を配当等で国外へ送金することが困難。		
		日機輸	(2)	対外送金規制	・契約書登録制度の下、企業は登録された契約に関する取引の証明書類を提出することが求められ、従来のPassport of Dealと実質的に煩雑さは変わらない。また、契約を登録した先の銀行とのみ取引をする必要がある。 また、この許可は銀行を経由して取得するものであるため、取引銀行を固定化し、ユーザーの自由度を狭めることになることから、ユーザーにとっては手数料削減交渉上、著しく不利となる。 (継続)	・制度自体を撤廃、または付与の手続きを簡素化して頂きたい。	
		日機輸	(3)	未払い金に対する輸出者への罰金	・輸出に対する対価は国内に還元しなければならない。相手先の未払いが発生した場合、その債権価格の100%に該当する金額の罰金が輸出者に対し課される。 (継続)	・当該規制を緩和、または撤廃して頂きたい。	
14	税制	日機輸	(1)	過小資本税制	・グループ会社からの借入、及び親会社の保証を受けた現地銀行からの借入れも、過小資本税制の対象となる。現在のカントリーリスクでは、親保証なしの借入枠設定が可能な現地銀行は限られており、十分な資金調達枠を確保することが困難になっている。 (継続)	・当該規制を緩和して頂きたい。	
		日機輸	(2)	複雑な外貨送金及び税務規制	・赴任者にかかる費用(日本の国内手当や社会保険料等)を日本の法人が立替払いをした後に、その費用を赴任先の現地法人の負担とするにあたり、ロシアの外貨送金規制と税務規制が非常に複雑なため、請求ができていない。 (継続)	・現状は、現地法人が赴任者それぞれに直接外貨送金にて支払いをしているが、煩雑さコスト面からも、外貨送金規制、税務規制の簡素化等により、国外から費用請求ができるようにして頂きたい。	・外貨送金規制 ・税務規制

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	滞在登録制度	・アパートに滞在する場合、ロシア国内・海外問わず、出張したら出張先から戻る度に新たに滞在登録が必要となる。滞在登録の実施義務者は大家となるが、これに対応しきれない(嫌がる)ケースが多くある。 (継続)	・滞在者登録制度自体を撤廃して頂きたい。	
		日機輸	(2)	外国人(HQS)ビザ取得の高額な給与支払い条件	・高度な専門性を有する外国人(HQS)ビザ取得のためには現地で年収200万RUB以上の給与支払いをすることが条件となる。 ロシアRUBでの給与受け取りを対象者が望まないケースもある。 (継続)	・本国で給与支給を継続する形を可能とするよう、現地での給与払い規定を撤廃して頂きたい。	
		日機輸	(3)	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっていること。 (継続)	・社会保障協定の締結に向け、交渉開始をお願いしたい。	・International Social Security Agreement
		日商	(4)	人材雇用のEAR適用の不明確	・日本でロシア国籍人材雇用時に輸出管理規則(EAR)のみなし輸出の該当とされる可能性があり、どのようなケースでロシア国籍人材の日本雇用が可能か、明確化する必要がある。	・EAR適用に関する明確化。	
17	知的財産制度運用	製薬協	(1)	強制実施権の発動	・ロシアでは、ジェネリック企業が従属発明特許を有することを理由に強制実施権が発動された複数の事例が存在する。当該ジェネリック企業は戦略的に新薬に関する結晶多形、製法など従属発明特許出願を行っており、この問題が日本企業にも拡大する恐れがある。 また、他の開発途上国が強制実施権発動の新たなロジックとして、真似をする恐れもある。 2021年、法改正により市民の生命と健康を保護するための極度な緊急性がある場合にも強制実施権の発動が可能となり、その解釈及び運用を注視する必要がある。 2022年3月7日、国家安全保障等のために特許権等を実施することをロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の所有者が非友好国(日本を含む)に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の0%としており、その運用を注視する必要がある。 (変更)	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。	・ロシア連邦民法第1538.1条、第1360条、第1362条第2項 ・TRIPS協定31条
		日機輸	(2)	著作権税の二重課税	・輸入者がEAC国内で通関手続きを行い、この国でCRL(著作権税)を支払った場合、ロシアでCRLを支払う必要はない。輸入者が通関手続きとEACでのCRL支払いの後に商品をロシアに再販する場合、買い手はロシアでのCRL支払いの責任を負う。同じ商品が異なる国で2回課税される場合がある。		・Government decree #2123 as of 23.11.2022
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	EAC認証制度の単位	・(当社の一部製品が、「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置」のロシア向け輸出禁止対象に該当し、現在ロシア向け輸出を停止しているが)従前のロシア向け取引実施時には、EAC認証制度が品番単位を前提としているため、新型番発生により都度EAC認証の申請が必要であった。 (内容、要望ともに変更)	・(ロシアへの輸出が再開可能となった折には)EACの包括認証制度の策定を希望する。 ・会社、あるいはブランド x 品目(HS Code)単位に変更していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸	(2)	EAEU規則の独自規則の適用	<p>・EAEU(ユーラシア経済連合)の規則について、例外を認める緩和規則をロシアのみで独自に実施することにより、ロシア市場での混乱、およびロシア以外のEAEU加盟国に輸出できないなどの課題がある。</p> <p>例：EAEUの規則では通関時にEACマークが必須であるが、ロシアのみ通関時のEACマークは必須ではなく、販売時点までに貼付が要求されているため、適合製品と不適合製品の判別が困難。</p>	<p>・ロシア独自のEAEU規則の修正の禁止。</p> <p>および、独自規則をEAEU規則に反映する際(EAEU規則修正)には慎重な議論を要望。</p>	<p>・ロシアDecision No.353,2022 Об особенностях разрешительной деятельности в Российской Федерации в 2022 году On the features of licensing activities in the Russian Federation in 2022</p> <p>・EAEU規則 Об особенностях ввоза на таможенную территорию Евразийского экономического союза и обращения на территориях государств – членов Евразийского экономического союза продукции, подлежащей обязательной оценке соответствия, в условиях реализации мер по повышению устойчивости экономик государств-членов</p>
		医機連	(3)	医療機器登録申請の煩雑・遅延・コスト負担	<p>・ロシアやCIS国では、医療機器登録申請書類の表紙(申請レター、取扱説明書、他)等の英文公証及びアポストイーユを要求される。対応件数が多く、公証やアポストイーユにかかる手数料および人的コストが負担になっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・公証、アポストイーユ対象書類の削減。</p>	<p>・現地の医療機器申請法規(ロシアの場合：医療機器に関する基本法令：ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		医機連			<p>・ロシア医療機器登録申請では準備から認証まで少なくとも18か月かかる。かかる時間が他国と比べて長い。</p> <p>また、2022年から強制化されるユーラシア経済連合の医療機器規制関連法では2年かかると言われている。</p> <p>たとえば、その間にバージョンが上ると、申請中の古いバージョンと両方対応できるようにしておく必要があり、その負担が大になる。また、部品改廃で申請と違う部品などを使用せざるを得なくなった場合、変更申請しない限り販売できなくなるケースもある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・申請法規関連の見直し。</p>	<p>・医療機器に関する基本法令:ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)</p>
		医機連	(4)	医療機器登録申請・市販前審査の性能/毒性試験サンプルの過大要求	<p>・医療機器登録申請に必要な性能試験と毒性試験のサンプル提供で以下のような問題あり。</p> <p>例1:超音波装置では、登録申請するプローブ毎に計5〜6本ずつ必要(うち1本は実機試験で使うため動作するもの)。</p> <p>例2:過去の実績(数か月前であっても)に関係なく、申請の都度毒性試験のサンプルを要求される。</p> <p>以上から直接間接のコスト負担が非常に大きい。</p> <p>(継続)</p>	<p>・要求サンプル数の削減。もしくは国際規格の採用。</p>	<p>・現地の機器登録申請エージェントからの要求。</p> <p>・医療機器に関する基本法令:ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)</p>
		医機連	(5)	医療機器登録申請・市販前審査の恣意性・ガイドラインの不在	<p>・機器登録申請において、当局からの要求に応じて技術資料を提供しているが、それまで受け入れられていた文書が否認されたり、不合理な文書を要求されたり、担当官によって要求文書が異なったりすることがある。</p> <p>また、要求に対して当局への質問は一切許されず、要求された文書を提供しないと登録できなくなる。結果、準備の負荷増大、登録に要する期間の長期化、それに伴うコスト増など、多大な影響が出ている。</p> <p>当局への問い合わせなどすべてコンサルタント会社を介さなければならない仕組みのため、必要な情報を得るために手間や時間がかかる。その結果、申請にかかる時間が長くなり、認証書取得の遅れなどにもつながっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・医療機器市販前審査に係るガイドラインの発行。</p>	<p>・医療機器に関する基本法令:ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)</p>
		医機連	(6)	臨床試験報告書変更の準備・周知不足	<p>・臨床試験報告書のフォーマットが新しくなったが、当局の準備不足により報告書の要求事項に問題がある上、当局から検査機関や申請コンサルタントへの周知が不十分であった。これにより、当該検査機関・コンサルで混乱が生じ、申請が遅れるケースが発生している。</p>	<p>・医療機器市販前審査に係るガイドラインの発行、新ルールの周知の徹底。</p>	<p>・医療機器に関する基本法令:ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)</p>
23	諸制度・慣行・非効率な行政手続	日機輸	(1)	許認可手続の複雑、頻繁な変更	<p>・許認可手続きについて、</p> <p>①許認可手続きに必要な書類が多く、手続きが煩雑。また、窓口ごとに対応が異なるため、その都度確認作業を行う負担が大きい。</p> <p>②特に税務関係は書類が多く、他国に比べて多数の経理社員を必要とする原因となっている。</p> <p>例:輸入手続の運用(必要書類、プロセス)が利用する通関ポイント毎に異なる。</p>	<p>・①ホームページ等で必要書類を明確化、及び電子媒体での申請を推進。</p> <p>・②税務書類の簡素化、電子化。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23					ITシステムが導入されたが提出書類が多く依然として煩雑。 リサイクル料金規制、製品の認証などの新しいプロジェクトにおいては状況に価値あり。 電子政府や税管理手続きや機械に多くの変更があったが、未だにペーパーワークやお役所的な手続きがあり、手続きはより複雑化した。 (継続)		
		日機輸	(2)	個人情報保護	・事業を遂行するために(従業員、客先等)個人情報を収集しているすべての法人は、その情報をロシア国内に保存しなければならず、国外に持ち出せない。 (変更)	・日本との個人データ転送に関わる枠組みの構築。	・Federal law # 2420FZ
		日機輸			・インターネットを経由して情報を提供している企業は、ロシア国内で6ヶ月、特定のデータ(IPアドレス、電子メール、等)を保管する必要がある。 (継続)	・データ保管義務の緩和。	・Federal law # 97-FZ as of 05/05/2014
		時計協	(3)	消費者保護規制	・EEU域内統一のマーキング導入されることになり、将来的な手間工数負担が予測される。 (継続)	・規制の全容解明と規制撤廃を要望。	
		日機輸	(4)	ロシア製ソフトウェアのプリインストール義務化	・新しい法律は、個人的な使用のためにロシアのソフトウェアを事前インストールすることを規定。 当社製品の範囲:スマートテレビ、スマートフォン、ラップトップ、タブレット。 (継続)		・Federal law #425-FZ, dated 02.12.2019
	医機連	(5)	薬事規制の頻繁な変更、許認可取得の遅れ	・コンタクトレンズおよびケア用品における薬事規制の頻繁な変更が発生している。新たな薬事規制に準拠した製品出荷の準備などの対応完了まで、出荷できない期間が発生し、機会損失が生じている。 また、薬事認可の取得においても想定される期間より時間を要することがあり、スピード感ある事業拡大への障壁となっている。 (継続)	・薬事規制変更の十分な移行期間の確保。 ・薬事承認プロセスの効率化、迅速化。		
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	各種法令の未整備・頻繁な改正・解釈の不明	・税法・輸入通関に関する法令・安全規格関連法等、通達から実施までの期間が短く実施不可能なケースが多い。 また、当局側の実際の窓口(各税関、安全規格認証機関等)に法令に関する具体的な対応策・指示が下りておらず、法令は発効しても現場での対応が不可能なケースが多発。 例:省エネ法(政府指定の認証期間でテスト、そこで合格した製品のみ輸入可能)発効も、「政府指定の機関」が未定。 通達から実施までの期間は延びたが、依然頻繁な法令変更が発生。他の法律との整合性も取れていないこともある。 (継続)	・法令の策定時に関連する業界団体等と起こりうる課題につき事前検討が必要。	
		医機連	(2)	法律の施行・変更の通達の遅延、猶予期間の不足	・法律の運用に関わる決定が遅い。2022年1月からのEAEU(ユーラシア経済連合)認証手続き強化化について、直前の2021年12月24日に延長が発表された。新制度移行ぎりぎりのタイミングでの発表だったため、最後まで現行のやり方での申請作業に追われた。 (継続)	・重大な法律の施行や変更は早めに決定して発表して欲しい。	・EAEU委員会

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
25	政府調達	日機輸	(1)	ロシア市場の保護	<p>・ロシア政府は新しい規制を発行。ロシア製のストレージ製品のみが政府調達手続きで購入可能。この制限は、ノートブック、コンピューター、タブレット、図書館、モノトールに適用される場合がある。プリンター、キーボード、コンピューター、ストレージ容量、ストレージ機器。</p> <p>以前の規制は継続中だが、ロシア製ステータスを得るための手続きや基準が変わり、より複雑になった。</p> <p>(継続)</p>	<p>・これはEAC規制違反であるため、ユーロアジアを通じてロビー活動中。</p>	<p>・Regulation of the Government # 1746, dated 21.12.2019</p>
26	その他	日鉄連	(1)	対ロ制裁に伴う貿易困難化	<p>・2022年4月頃より、ロシアのウクライナ侵攻に伴う各国の制裁により貿易が困難化。主な障害は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－銀行のコンプライアンスチェック強化による送金困難化。</li> <li>－船主のロシア寄港忌避、EUによる石炭輸送への金融制裁に伴うP&amp;I保険機能の不透明感に伴う配船困難化。</li> <li>－上記2点も含め、基礎的なビジネス環境に通常想定されないリスクが生じる、または今後生じ得るという状況であり、ビジネスの予見性が低下。</li> </ul> <p>・濃度90%以上のエチレングリコールを含有する当社の試薬製品が米国再輸出規制によりロシアに輸出できず、当社顧客の検査存続ができない状況が2022年に発生し、現在も継続している。兵器転用が可能な物質が含まれるため経産省の特別輸出許可がおりない。</p>	<p>・試薬製品から規制物質だけを抽出するのは非常に煩雑で現実的ではないので輸出特別許可を出すよう経産省へ業界団体として申し入れしていただきたい。</p>	
		医機連			<p>・欧米日制裁に伴い輸出禁止や送金への制限がある事及び制裁により物流面での制限が非常に大きく、制裁対象外の製品・部品の発送がほぼ不可能である。</p> <p>ロシア政府が制裁に対する対抗措置を取り、事業環境が一段と厳しい状況にある。ロシア政府による追加制裁の発表など、不安定な事業環境につき見通しが立たない。また日本からもロシアに対する制裁を行っており、輸出制限、送金制限がある。</p>		
		日商	(2)	ロシア政府による非友好国の外国企業への制限	<p>・欧米日制裁に伴い輸出禁止や送金への制限がある事及び制裁により物流面での制限が非常に大きく、制裁対象外の製品・部品の発送がほぼ不可能である。</p> <p>ロシア政府が制裁に対する対抗措置を取り、事業環境が一段と厳しい状況にある。ロシア政府による追加制裁の発表など、不安定な事業環境につき見通しが立たない。また日本からもロシアに対する制裁を行っており、輸出制限、送金制限がある。</p>	<p>・対象外の製品、取引(役務)の明確化を政府として実施する。</p>	

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

## ウクライナにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	自動部品	(1)	関税還付手続きの遅延	・ポーランドから原料輸入時に掛かる関税は製品輸出時に還付されるが、還付手続きの遅延(約300Kユーロ/年相当)が発生中。	・還付手続きの簡素化。	
16	雇用	日機輸	(1)	雇用の困難	・ウクライナ全体では失業率は10%と高い水準で推移しているため、労働環境は厳しい。インフレも年率10%と高く、優秀な労働力が同国から欧州へ流出し労働人口の減少。 結果として同国において優秀な人材の供給が少なく金融、法務、IT系エンジニア等の人件費は高騰。格差拡大し、人材の競争力を相対的に失わせている。 (継続)	・内需の拡大による労働市場の整備。 ・労働人口の流出に歯止めをかける。 ・累進課税制度を導入し低所得者層の所得税負担を軽減する。	・税法(個人所得税率)
26	その他	日商	(1)	物流手配の困難	・ウクライナへの物流が混乱しており、物品や機材の供給に影響がでてい。特に特殊な条件が求められる重量物や精密機器などの物流手配が困難な状況がある。また復興支援の視点でも、物流手配が課題となっている。	・特殊物品の物流支援、物流に関する情報提供。	
		日商	(2)	ロシア・ウクライナ問題に起因する出入国制限	・18歳から60歳の男性を出国禁止とする戒厳令に伴い、ウクライナ従業員を国外での業務や教育に派遣できない。 また、国外からウクライナへの人材派遣においても、外務省が渡航レベル4に定めているため、容易に実現できない。ウクライナ国内での事業体制や技術力維持に影響が出ている。	・ウクライナの戒厳令の緩和、解除。 ・渡航レベルの再検討。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

## ベラルーシにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	JEITA	(1)	輸出制裁	<p>・輸出制裁により、現在、重要な情報を収集し、外部コンサルタントと相談してロシアの制裁要件を評価し、顧客証明書を作成している。</p> <p>また、ドイツの税関に情報を提出し、承認を得る必要がある。</p> <p>バッテリーに関する情報をドイツ輸出管理局 (BAFA) に提供する必要がある。</p> <p>その結果、出荷に余分な時間がかかり、コンサルタント活動のための追加費用が発生する。</p>	<p>・輸出要件の規制緩和。</p>	<p>・両用規制</p> <p>・ロシアの制裁リスト(随時改訂)</p>
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	ベラルーシ固有の省エネ規則の発効	<p>・2016年6月にEAEUの省エネ規則のドラフトが発行されていたにも関わらず、2016年10月にベラルーシが独自の省エネ規則を公表、2017年9月より発効。</p> <p>(継続)</p>	<p>・EAEUの省エネ規則の発効を加速させる。</p>	<p>・The Regulation No.849 by Council of Ministers of the Republic of Belarus</p>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

## トルクメニスタンにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	通関手続きの不認可、不透明な法制度変更	<p>・2021年8月末にトルクメンバシ港に到着した完成車に対し、突如、通関が認められなくなり、その後、同港に21台が滞留している。外交ルートで理由説明を税関に求めているが、明確な回答を受領することができなかった。</p> <p>在ト日本大使館経由、また、取引関係にあるトルクメニスタン自動車運輸庁を通じた陳情を続けた結果、2022年8月に突如通関が認められた(差し止め理由は最後まで明かされなかった)。</p> <p>(解決済み)</p> <p>(変更)</p>		

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

## ウズベキスタンにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	特恵関税適用の不透明、恣意的運用	<p>・【○】</p> <p>自動車の特恵関税については、法律上、原産国に従って適用が為される旨、記載されているが、税関からは通関書類上の原産国、輸出(出荷)国、輸出者所在国の表記が一致している事が求められるケースがある。第三国の保税ヤードで一時保管した場合に、通関書類上、輸出国(再出荷国)が第三国となることから、原産地証明書に原産国が記載されているにもかかわらず、税関当局より指摘を受け、書類の不備を理由に特恵関税の適用を拒否される事態が生じた。</p> <p>2022年からは三国間貿易を中止し、日本からの直送に切り替えている。(変更)</p>	<p>・三国間貿易を考慮に入れ、原産地証明書に基づく、特恵関税の適用を希望する。</p>	<p>・Article 300 of the Customs Code</p> <p>・Article 363 of the Customs Code</p> <p>・Regulation “on the Procedure for the Certificate of Origin of the goods” (dated Aug.13, 2010)</p>
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権の侵害	<p>・ウズベキスタンでは、過去より並行輸入業者による日本の自動車メーカーのブランド名、ロゴの無断使用が続いており、ショールームにロゴを掲げることで、消費者が正規代理店と誤って認識している。</p> <p>また、消費者に対し、あたかも正規保証がつくような説明がなされている事態が散見され、日系自動車メーカーのブランドの棄損に繋がっている。</p> <p>2021年に知財局/独占禁止委員会に対して、都市中心部に位置するブローカーに対し、知財侵害の申し立てを行い、一時的に並行輸入業者が日系自動車メーカーのブランド名ロゴの使用を中止したが、その後、再度ブランド名ロゴ使用を再開。</p> <p>再度、2022年8月に独占禁止委員会に申し立てを行い、現在はロゴが取り外されている。(変更)</p>	<p>・商標権侵害に対する厳しい対応を求めて頂きたい。</p>	<p>・Uzbek Civil Code</p> <p>・The Law on Trademarks service marks and appellations of origin</p> <p>・The Law on Competition</p> <p>・The Law on Trade Names</p> <p>・The Administrative Liability Code</p> <p>・The Criminal Liability Code</p>
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	観光用車両に対する支援制度の不透明、運用の不備	<p>・【○】</p> <p>2018年より、観光業支援を目的とした、8人乗り以上の車両に対する免税、並びに型式認証の免除が閣議決定されたことを受け、同型式認証の免除に関する要望書をタシケント市に提出したものの、明確な回答を得ることが出来ない状態が続いている。</p> <p>これまで、半年以上をかけ、様々な関係当局に問い合わせを重ねたが、どこからも明確な回答を受けることができない。</p> <p>2022年8月より観光省に再度、陳情を行ってきたが、明確な回答がえられず。(内容、要望ともに変更)</p>	<p>・2023年1月に新たに再編された文化・観光省、大臣宛にレターを送付し、引き続き、型式認証免除のお願いを続けていく予定。同省に対する働きかけを希望する(せめて、回答を頂けるように)</p>	<p>・Resolution of the Cabinet of Ministries No.237 dated Apr.25, 2017</p> <p>・Presidential Decree #5326 dated Feb.3, 2018</p> <p>・Changes on the Decree #5326 dated Oct.1, 2020</p>
		日機輸	(2)	強すぎる政府機関の関与	<p>・政府機関が関与することで、PO承認及び改訂、資金確保等に時間を要する。資金繰りも厳しい為、なかなかLCも開設されず、結果的に出荷直前になるまで資金が紐づかない。(= 当社は出荷できない)</p> <p>(継続)</p>	<p>・組んだ予算通りに資金提供及び発電所へ権限移譲。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日機輸	(1)	海上輸送の困難	・海上輸送を実現するには複数の国を跨る為、税務リスク及びハンドリングが煩雑となることから、基本はAir出荷で対応している。 何でもAir出荷なれば高額となる。 (継続)	・最終仕向け地がウズベキスタンなのであれば、Sea出荷(例えばトルコ経由で複数の国を跨る場合でも)であれば特約があれば良い。	
		日機輸	(2)	医療の未発達	・コロナ禍に於ける医療を調査したところ、医療レベルが低いことが分かった。 (継続)	・医療レベルの底上げ、病院の増設、英語も対応する病院を設けて頂きたい。	
		日機輸	(3)	英語能力の不足	・英語で会話可能なお客様が少なく、通訳を入れて、電話会議を実施している状況。コミュニケーションに時間を要するだけでなく、当社のプレゼンスを積極的に示すことが出来ていない。 (継続)	・国レベルで英語教育を強化。外交の比率も上がり、経済活発化にも繋がると考える。	

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

## EAEU における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法																								
19	工業規格、基準 安全認証	医機連	(1)	医療機器登録申請の煩雑・遅延・コスト負担	<p>・ロシア医療機器登録申請では準備から認証まで他国と比べ長く、少なくとも18か月かかる。 また、2022年から強制化されるユーラシア経済連合の医療機器規制関連法では2年かかると言われている。 たとえば、その間にバージョンが上ると、申請中の古いバージョンと両方対応できるようにしておく必要があり、その負担が大になる。また、部品改廃で申請と違う部品などを使用せざるを得なくなった場合、変更申請しない限り販売できなくなるケースもある。 (継続)</p>	・申請法規関連の見直し。	・医療機器に関する基本法令：ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条(医療機器)																								
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	省エネ規格	<p>・EAEU(ユーラシア経済連合)が発行した省エネ規則(2021年9月施行予定、2年間の移行措置)において、オフモード(メカ)、スタンバイモード(メカ)の基準が、EUの規格よりも厳しく、設計変更が必要となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EAEU</th> <th>ベラルーシ</th> <th>Lot6(EU)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタンバイモード(自動)</td> <td>0.5W</td> <td>0.5W</td> <td>0.5W</td> </tr> <tr> <td>オフモード(自動)</td> <td>0.5W</td> <td>0.5W</td> <td>0.5W</td> </tr> <tr> <td>スタンバイモード(メカ、表示無)</td> <td>0.1W</td> <td>0.1W</td> <td>0.5W</td> </tr> <tr> <td>スタンバイモード(メカ、表示有)</td> <td>0.3W</td> <td>0.3W</td> <td>0.8W</td> </tr> <tr> <td>オフモード(メカ)</td> <td>0.3W</td> <td>0.3W</td> <td>0.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>(継続)</p>		EAEU	ベラルーシ	Lot6(EU)	スタンバイモード(自動)	0.5W	0.5W	0.5W	オフモード(自動)	0.5W	0.5W	0.5W	スタンバイモード(メカ、表示無)	0.1W	0.1W	0.5W	スタンバイモード(メカ、表示有)	0.3W	0.3W	0.8W	オフモード(メカ)	0.3W	0.3W	0.5W	・オフモード、スタンバイモードの省エネ規格基準を欧州と合わせる。	
			EAEU	ベラルーシ	Lot6(EU)																										
スタンバイモード(自動)	0.5W	0.5W	0.5W																												
オフモード(自動)	0.5W	0.5W	0.5W																												
スタンバイモード(メカ、表示無)	0.1W	0.1W	0.5W																												
スタンバイモード(メカ、表示有)	0.3W	0.3W	0.8W																												
オフモード(メカ)	0.3W	0.3W	0.5W																												
		時計協	(2)	環境法規制の乱立	<p>・環境法規制については、独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。</p>	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制																								

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

2023 年版  
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

---

2023 年 10 月

連絡先： 日本機械輸出組合  
通商・投資グループ 和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail [tohshi@jmcti.or.jp](mailto:tohshi@jmcti.or.jp)

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

---

禁無断転載